

耐震診断のすすめ

昭和56年以前の住宅にお住まいの方は 耐震診断を・・・！

● 昭和56年の新耐震基準ではここが変わりました。

- ・・・震度5程度で損傷しないこと
- ・・・震度6～7で倒壊しないこと



- ・ 筋かい金物の使用や基礎配筋の強化
- ・ 木造の耐力壁(筋かいなど)の必要な長さが約1.5倍程度に増加

● 耐震診断の方法

一般診断	耐震補強が必要かどうかを判断するための耐震診断で、目視による現地の概略調査及び図面等から診断します。
精密診断	一般診断により、補強が必要と判断された場合に、より実際の建物に即した補強計画などを目的に、建物すべての部分についての詳細な調査及び図面等から診断します。

★ 信頼できる建築士に依頼を・・・。

リフォームでのトラブルが発生しています。診断にあたっては、信頼できる建築士に診断内容や費用を確認し、あらかじめ契約書をかわしておきましょう。



千葉県では毎年建築士を対象に耐震診断に関する講習会を実施しております。受講者名簿は県の建築指導課や出先事務所、市町村の建築行政担当課で閲覧することができます。

